

源泉所得税の改正のあらまし



日ニュージーランド租税条約関係



平成 25 年 10 月

国 税 庁

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。
国税庁ホームページ www.nta.go.jp
- 源泉所得税の納付は e-Tax で!!
国税電子申告・納税システム (e-Tax) ホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、今般、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約」(以下「新条約」といいます。)が平成 25 年 10 月 25 日に発効し、源泉所得税については平成 26 年 1 月 1 日から適用開始されることになりました。この新条約は、改正前の日ニュージーランド租税条約(以下「旧条約」といいます。)の内容を全面的に改めるものであり、日本ニュージーランド間における投資交流の一層の促進を図るとの観点から、配当、利子、使用料などについての所得が生じた国における大幅な税の減免を認めるとともに、特典条項など租税回避防止のための規定を含んでいます。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

(注) このパンフレットは、平成 25 年 10 月 25 日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 新条約では、配当、利子、使用料などの投資所得について、これらの所得が生じた締約国における課税が減免されました。

相手国の居住者が受領する配当、利子、使用料に対して、これらの所得が生じた締約国における限度税率が、次のとおり軽減・免除されました。

【配当】

- (1) 旧条約では、一方の締約国において生じ、他方の締約国の居住者が取得する配当に対する、当該一方の締約国における限度税率は、15%とされています。
- (2) 新条約では、親子会社間配当については、「配当の支払を受ける者が特定される日」をその末日とする 6 箇月の期間を通じ、その配当を支払う法人の議決権の 10%以上を直接又は間接に所有する法人であり、かつ、次の①から③までの規定のいずれかに該当する場合には、配当が生じた締約国において免税とされました。

(注) 「配当の支払を受ける者が特定される日」とは、我が国の法人については、利得の分配に係る会計期間の終了の日をいうものとされています。

- ① 法人(その主たる種類の株式が、次に掲げる公認の有価証券市場のうちイ又はロに上場され、又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限ります。)であること。
イ 日本国の金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

- ロ ニュージーランド証券取引所により運営される証券市場（ニュージーランド債券市場を除きます。）及びニュージーランドの法令に基づいて認定されたその他のニュージーランドの証券取引所
 - ハ 両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場
- ② 五以下の①に規定する法人によりその議決権の50%以上を直接又は間接に所有されていること。
- ③ 権限のある当局による認定の規定に基づきその配当に関して特典を受けることが認められること。
- これらの配当以外の配当については、その配当が生じた国における限度税率は15%とされました。

	改正前	改正後
配 当	15%	免税 (持株割合10%以上で一定の要件を満たす親子会社間)
		15% (上記以外の配当)

【利子】

- (1) 旧条約では、利子について規定されていません。
- (2) 新条約では、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対する、当該一方の締約国における限度税率は、10%とされていますが、次のいずれかの場合に該当する利子については、当該一方の締約国において免税とされました。
- ① 利子の受益者が、相手国の政府、地方政府若しくは地方公共団体、相手国の中央銀行又は相手国の政府が全面的に所有する機関（以下「政府等」といいます。）である場合
- (注) 「中央銀行」及び「政府が全面的に所有する機関」とは、次のものをいいます。
- イ 我が国については、日本銀行、株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易保険
 - ロ ニュージーランドについては、ニュージーランド準備銀行
 - ハ 一方の締約国の政府が資本の全部を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの
- ② 利子が、政府等によって保証された債権、政府等によって保険の引受けが行われた債権又は政府等による間接融資に係る債権に関して支払われる場合
- ③ 利子の受益者が、その利子の支払者と関連しない金融機関であって、その利子の支払者と全く独立の立場で取引を行うものである場合
- (注) 1 「金融機関」とは、銀行又は金融市場において資金を借り入れ、若しくは有利子預金を受け入れ、かつ、これらの資金を資金の貸付けを行う事業において利用することによってその利得を実質的に取得する他の企業をいいます。
- (注) 2 金融機関が受益者となる利子に対しては、次の (a) 又は (b) のいずれかに該当する場合には、利子が生じた締約国における限度税率は10%とされます。
- (a) ニュージーランドにおいて生ずる利子について、その利子の支払者がその利子に関して認定発行者課金を支払わない場合（一定の場合を除く）
- ※ 「認定発行者課金制度」とは、ニュージーランドの国内法で定められている課金制度で、一定の手続きによりニュージーランドにおける源泉徴収税額が免除される制度をいいます。
- (b) その利子がバックトゥバック融資に関する取決めその他これと経済的に同等であり、かつ、バックトゥバック融資に関する取決め類似する効果を有することを目的とする取決めの一部として支払われる場合
- ※ 「バックトゥバック融資に関する取決め」とは、一方の締約国の居住者である金融機関が他方の締約国内において生じた利子を受領し、かつ、その金融機関がその利子と同等の利子をその一方の締約国の居住者である他の者（その他方の締約国内から直接に利子を受領したならばその利子についてその他方の締約国において租税の免除を受けることができなかつたとみられるものに限り）に支払うことを内容とする全ての種類の取決めにいいます。

【使用料】

- (1) 旧条約では、使用料について規定されていません。
- (2) 新条約では、一方の締約国において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対する、当該一方

の締約国における限度税率は、5%とされました。

	改正前	改正後
使用料	規定なし	5%

(注) 「使用料」とは、次のイからニまでに掲げるものの対価として受領される全ての種類の支払金をいいます。

イ 著作権、特許権、意匠又は模型、図面、秘密方式又は秘密工程、商標権その他これらに類する財産又は権利の使用又は使用の権利

ロ 学術上、技術上、産業上又は商業上の知識又は情報の提供

ハ イに規定する財産や権利若しくはロに規定する知識や情報に付随する支援又はこれらを活用し、若しくは享受するための支援の提供

ニ イからハまでに掲げる財産又は権利の使用又は提供の制限（全部であるか一部であるかを問いません。）

※ 「財産又は権利の使用又は提供の制限」とは、財産又は権利の所有者がその財産又は権利を他の者に利用させないことの対価として支払金を受け取る場合において、その財産又は権利を他の者に利用させないことをいいます。

【適用手続等について】

ニュージーランドの居住者が支払を受ける利子、配当、使用料等について新条約の適用を受ける場合には、平成26年1月1日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、租税条約に関する届出書（免税とされる場合は、特典条項に関する付表（添付書類を含みます。）を添付する必要があります。）を、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります。

2 所得が生じた締約国において租税が免除される一定の所得につき、新条約の特典を受けるためには、条約の相手国の居住者は、その特典を定める各条項の要件を満たすとともに、いわゆる特典条項に定める一定の条件を満たさなければならないこととされました。

(1) 旧条約では、受領者が相手国の居住者であれば、条約の特典（租税の減免等）を定める各条項の要件を満たすことにより、租税条約の特典を受けることができます。

(2) 新条約では、投資所得に対する源泉地国免税の範囲を拡大したことから、第三国居住者が形式的に相手国の居住者となることにより条約の特典を不当に受けようとするおそれがあります。このため、利子、譲渡収益（以下「特典条項対象所得」といいます。）について、条約の免税の特典を受けるためには、受益者は相手国の居住者であるとともに、その者がいわゆる特典条項に定められた所定の条件を満たさなければならないこととされました。

イ 一方の締約国の居住者である(イ)個人、(ロ)相手国政府、地方政府若しくは地方公共団体、日本銀行、ニュージーランド準備銀行又は相手国政府、地方政府若しくは地方公共団体が直接・間接に全面的に所有する者、(ハ)一定の公開法人、(ニ)一定の年金基金、(ホ)その一方の締約国の法令に基づいて設立された団体であって、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの（その一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限り）、(ヘ)一定の個人以外の者のいずれかに該当する者は「適格者」として全ての特典条項対象所得について特典を受けることができます(適格者基準)。

ロ 「適格者」に該当しない一方の締約国の居住者であっても、次の(イ)から(ハ)までの要件を満たす場合には、特典条項対象所得について条約の特典を受けることができます(能動的事業活動基準)。

(イ) その居住地国において実態として物品の販売や役務の提供等の能動的な事業（自己の勘定のために投資を行い又は管理するものである場合を除きます。ただし、銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業は能動的な事業に該当します。）を行っていること。

(ロ) 他方の締約国において取得する所得が、その事業に関連又は付随して取得されるものであること。

(ハ) 条約上別に定める要件を満たすこと。

(注) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は他方の締約国内で事業を行う関連企業からその他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、その他方の締約国内において行う事業との関係においてその居住者の居住地国における事業が実

質的なものである必要があります。事業が実質的であるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断されます。

なお、ある者が一方の締約国内において事業を行っているか否かを決定するに当たっては、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなします。一方の者が他方の者の受益に関する持分の50%以上を所有する場合（親子会社等）又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の50%以上を所有する場合（兄弟会社等）には、一方の者と他方の者は、関連するものとされます。

- ハ 一方の締約国の居住者が、適格者に該当せず、かつ、能動的事業活動基準の規定により特典条項対象所得について条約の特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、所得が生じた他方の締約国の権限のある当局が、その他方の締約国の法令又は行政上の慣行に従って、その居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行が条約の特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定したときは、特典条項対象所得について条約の特典を受けることができます（権限のある当局による認定）。

3 新条約では、両締約国において異なる課税の取扱いを受ける事業体を通じて所得が取得される場合の取扱いに関する規定が整備されました。

- (1) 一方の締約国の事業体が、所得の源泉地国である他方の締約国から所得を取得する場合において、その他方の締約国ではその事業体を納税義務者として取り扱い、その事業体の居住地国においてはその事業体の構成員を納税義務者として取り扱うといったことが起こり得ます。この場合には、他方の締約国においてその事業体が納税義務者として課税されるにもかかわらず、その事業体の居住地国においては、その事業体は納税義務者とされないことから、その事業体は、租税条約上の居住者に該当せず租税条約の特典を受けられないことになります。
- (2) 新条約においては、上記のように両締約国において異なる課税上の取扱いを受ける事業体を通じて所得が取得される場合には、その所得を取得する事業体の居住地国における課税上の取扱いを基にして、所得の源泉地国における課税にも一定の範囲で租税条約の特典が及ぶよう、次のとおり租税条約の適用関係に関する規定が整備されました。
- イ 所得の源泉地国である一方の締約国から他方の締約国の事業体を通じて所得が取得され、その事業体の所在地国においてその事業体の構成員が納税義務者とされる場合（構成員課税）には、その事業体が所得の源泉地国において納税義務者とされる時（団体課税）であっても、その所得のうち、他方の締約国の居住者である事業体の構成員が取得する部分につき、新条約の特典が与えられます。
- ロ 所得の源泉地国である一方の締約国から他方の締約国の事業体を通じて所得が取得され、その事業体がその所在地国において団体課税を受ける場合には、その事業体が所得の源泉地国においては構成員課税を受けるときであっても、その所得について新条約の特典が与えられます。
- ハ 所得の源泉地国である一方の締約国から第三国の事業体を通じて所得が取得され、その事業体が他方の締約国において構成員課税を受ける場合には、その事業体の所得のうち、その事業体の構成員であって他方の締約国の居住者である者が取得する部分について、新条約の特典が与えられます。
- ニ 所得の源泉地国である一方の締約国から第三国の事業体を通じて所得が取得され、その事業体が他方の締約国で団体課税の対象と認識されている場合には、その所得について新条約の特典は与えられません。
- ホ 所得の源泉地国である一方の締約国からその国の事業体を通じて所得が取得され、その事業体が他方の締約国で団体課税の対象と認識されている場合には、その所得について新条約の特典は与えられません。

4 新条約では、匿名組合契約に関する規定が設けられました。

新条約では、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、その所得及び収益が生ずる締約国においてその締約国の法令に従って租税を課することとされました。

5 新条約は、源泉所得税に関するものについては、平成26年1月1日以後に支払を受けるべきものから適用されることとなりました。

新条約は、日本の源泉徴収に関するものについては、平成26年1月1日以後支払を受けるべきものから適

用されます。したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、その支払期日が1月1日以後であるものについて適用されることとなります。また、支払期日が定められていないものについては、実際に支払を行った日が平成26年1月1日以後であるものについて適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく
税務相談室又は税務署の源泉所得税担当におたずねください。



この社会あなたの税がいきている